

即時抗告申立書

平成24年7月27日

東京高等裁判所 御 中

抗告人ら代理人

弁 護 士 梓 澤 和 幸

弁 護 士 河 崎 健 一 郎

弁 護 士 福 田 健 治

弁 護 士 井 桁 大 介

弁 護 士 小 松 圭 介

弁 護 士 倉 地 智 広

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所平成24年(ヨ)第2498号施設立入仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成24年7月26日に下した仮処分命令申立却下決定に対し、即時抗告の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 即時抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。

2 相手方は、抗告人らに対し、平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間、東京都千代田区永田町1-6-2所在の国会記者会館屋上を使用させなければならない。

3 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方の負担とする。
との裁判を求める。

第3 即時抗告の理由

原決定は、憲法14条1項、同21条1項、及び国有財産法18条6項の解釈を誤るものであり、取り消されなければならない。憲法21条1項に違反する点については、原審における債権者の申立書に記載するとおりであるからこれを援用する。以下、憲法14条1項違反、及び国有財産法18条6項違反の点について主張する。

1 原決定は憲法14条1項に違反する。

(1) 原決定は「本件建物が債務者の会員である報道機関の記者によって使用されている事実及び実態」と、「本件建物を管理する債務者との間でその使用権限について何らの合意もしていない」というふたつの理由に基づき「記者クラブの会員と同業者である債権者らの本件建物の屋上の使用」を求める申立を却下した。

しかし、これは「債務者の会員である報道機関の記者」すなわち記者クラブの会員と記者クラブに属さないジャーナリストとの間で、取材の自由という「憲法21条の精神に照らし、十分に尊重される」（原決定3頁）憲法上の重要な自由について、「本件建物が債務者の会員である報道機関の記者によって使用されている事実及び実態」という何ら合理性を有さない事実に基づいた不合理な差別的取扱いを容認するものであり、憲法14条1項に違反する。

(2) 行政財産である公物を公用物として使用する場合には、特定の合理的な行政目的が必要であるところ、当該行政財産の使用許諾に際しては、憲法上の

kurachi 12/7/27 0:19

削除: (1)

Komatsu 12/7/27 1:14

書式変更: インデント:
ぶら下げインデント: 1字, 左 2字,
最初の行: -1字

kurachi 12/7/27 0:19

削除: 国有財産である

kurachi 12/7/27 0:19

削除: 土地

kurachi 12/7/27 0:19

削除: 国会記者会

kurachi 12/7/27 0:20

削除: 債務者国による

kurachi 12/7/27 0:20

削除: 承認あるいは合意等による

kurachi 12/7/27 0:21

削除: を得ていない

Komatsu 12/7/26 23:50

削除:

Komatsu 12/7/26 23:50

書式変更: インデント: 左 3字

kurachi 12/7/27 0:22

削除: 「

kurachi 12/7/27 0:22

削除: 」

kurachi 12/7/27 0:22

削除: 国有財産である本件土地建物
が国会記者会の会員である報道機関の
記者によって使用されている事実及び
実態

Komatsu 12/7/26 23:51

削除: すなわち、

Komatsu 12/7/26 23:51

書式変更: インデント:
ぶら下げインデント: 1字, 左 2字,
最初の行: -1字

規律が及ぶことは言うまでも無い。

限られた行政財産を具体的にどの主体に幾らの対価で使用させるか等については行政の側に一定の裁量があるとしても、当該使用態様が憲法の要請する平等的取扱に反するような場合には、憲法14条1項に反するものとして違憲無効となる。

Komatsu 12/7/26 23:51

削除：そして、

Komatsu 12/7/26 23:51

書式変更: インデント: 左 3 字

本件建物は、衆議院の単なる広報室の役割を超えて、テレビ・新聞等の報道機関の取材拠点として供用されていることは明らかなどころ、仮に本件建物を記者クラブメディアにのみ使用させるものであるとすれば、憲法14条1項に反する公用物の使用と評価せざるを得なくなり、当該財産供与は違憲・無効となってしまう。なので、行政の適法性の原則に則り、本件建物を公用物としてすべての報道機関に使用させることについては、取材の自由に資する目的・態様であれば、実際の不都合が生じない限り、原則として使用を許諾するものと解さざるを得ない。

Komatsu 12/7/26 23:52

削除：そして、…期間…1…利用…から…の…の供与は、…であり、取材の自由に資する…の利用…利用

… 2

とすると、債務者国は、本件建物を、債権者が主張する使用形態と類似の取材活動にも対応させる目的で、公用物として使用させているものであるから、一定の合理性を有する使用請求には適切に対応しなければならない。

Komatsu 12/7/26 23:56

削除： の本件…効…供与し

… 3

しかしながら、原決定は、本件申立てが取材の自由に資する一定の合理性を有する使用請求であるか否かを論じることなく、国会記者会に本件建物を独占的に使用させる解釈を採用したものであるから、原決定の解釈は憲法14条1項に違反する。

Komatsu 12/7/26 23:57

削除： 請求…債務者…

… 4

すなわち、「公用物は・・当該建物が奉仕する特定の行政目的のために供され」、「管理者は、この目的に適合するように管理する義務を負うこととなり」、「その際、管理権の行使は全くの裁量に属するのではな」いから、それぞれの目的に相応しくない管理は許されない（塩野宏「行政法Ⅲ [第三版]」350頁）。公用物の管理権限を委ねられた者の管理権限の行使については、行政的規律が及ぶのであって、全くの私人間の問題として処理するこ

とは許されない。

本件建物は取材の自由に資する目的で建てられ、債務者に管理を委ねられた以上、取材の自由に資する目的で使用を求められた場合には、当該請求が真に取材の自由に資するものであるか否かを確認し、適切に管理権限を行使しなければならない。そして、公用物の管理に当たっては、憲法14条1項の趣旨に照らし、当然に平等的取扱が要請される所、当該要請を逸脱し、裁量を不平等に行使し、一切の合理的理由なく、取材の自由に資する使用の請求を拒絶する場合には、当該管理権限の行使は、憲法14条1項に反し、違憲と評価せざるを得ない。

Komatsu 12/7/26 23:58

削除: ために

2 国有財産法18条6項についての判断の誤り

原決定は、「本件建物は国有財産であり、衆議院は、債務者に対し、(中略)本件建物及びその敷地を使用することを承認している。」と認定した(原決定2～3頁)。

Komatsu 12/7/26 23:58

削除: .

Komatsu 12/7/26 23:59

削除:

Komatsu 12/7/26 23:59

書式変更: インデント: 左 2 字

kurachi 12/7/27 0:24

削除: 、衆議院議長所管の

kurachi 12/7/27 0:24

削除: たる不動産

kurachi 12/7/27 0:24

削除:

kurachi 12/7/27 0:24

削除: 国会記者会

しかるに国有財産法18条6項は「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。」と規定し、「行政財産を使用・収益させる場合は、第1項ただし書き(現行法2項各号)に規定する特定の場合を除き、行政処分たる許可によらなければならない。」(疎甲20・322頁)ことを定めている。

Komatsu 12/7/26 23:59

削除: .

Komatsu 12/7/27 1:12

削除: 但し

Komatsu 12/7/27 1:13

削除: 財団法人大蔵財務協会『新版国有財産法精解』

つまり、原決定は、行政処分たる許可によってしか、使用が認められない本件建物について「承認」という行為によって使用が認められると認定している点につき、国有財産法18条6項の解釈適用を誤った違法がある。

Komatsu 12/7/27 1:13

削除: 328

なお、通達(昭和33・1・7蔵官第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」、疎甲23)では、「次の施設は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、使用又は収益とみなさないことができる」とし、列挙事項のなかに「新聞記者室」は存在する

が、本件建物は列挙されていない。本件建物の実態からすれば、本件建物を記者「室」と解することは到底できないから、当該通達を以って法的根拠とみなすことはできない。

また、国有財産法18条1項は「行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。」と規定する。この趣旨は以下のとおりである。

「昭和39年の法律改正前の本条の規定は、(中略)「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない」と定められていた。そのため行政財産の用途又は目的を妨げない限度においての使用収益は、行政処分である許可によるほか、私法上の契約によることも可能であると解釈される余地があったので(中略)、行政財産の管理の適正を図るため、これを明確に行政処分たる許可にすること等の目的をもって、昭和39年の法律改正(法律第130号)でもって、現行条文(中略)のように改められたものである。」(疎甲20・295頁)

原決定は、本件建物の使用につき「本件建物を管理する債務者との間でその使用権限について何らの合意もしていない」ことを却下の理由として述べるが、上記からも明らかなように、本件建物は行政処分たる許可によってしか使用が認められない行政財産なのである。つまり、債務者国会記者会についても、本件建物を使用する場合には行政処分たる許可が必要である。本件建物について「承認」という行為によって国会記者会による使用が認められると認定し、それを前提として債権者らの施設使用請求権を否定し、申立てを却下する決定をしている点につき、国有財産法18条6項の解釈適用を誤った違法がある。

Komatsu 12/7/27 1:13

削除：財団法人大蔵財務協会『新版国有財産法精解』301

Komatsu 12/7/27 0:48

削除：行政

kurachi 12/7/27 0:23

削除：行政

疎明方法

疎甲 23 号証 昭和 33・1・7 蔵官第 1 号「国の庁舎等の使用又は収益を許可
する場合の取扱の基準について」

以上

Komatsu 12/7/27 1:19
書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行:
0 字

Komatsu 12/7/27 0:01
削除: 上記からも明らかなように、
原決定は、行政処分たる許可によって
しか、使用が認められない本件建物に
ついて「承認」という行為によって使
用が認められる認定している点につき、
国有財産法 18 条 6 項の解釈適用を誤
った違法がある。

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

抗 告 人 特定非営利法人OurPlanet-TV

上 記 代 表 者 理 事 白 石 草

東京都文京区春日二丁目11番9-304号

抗 告 人 白 石 草

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-3-1 岩波書店アネックス7階

東京駿河台法律事務所（送達場所）

TEL 03-3234-9133 FAX 03-3234-9134

上記抗告人ら代理人

弁 護 士 河 崎 健 一 郎

弁 護 士 福 田 健 治

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階

東京千代田法律事務所

TEL 03-3255-8877 FAX 03-3255-8876

上記抗告人ら代理人

弁 護 士 梓 澤 和 幸

弁 護 士 倉 地 智 広

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ

あさひ法律事務所

TEL 03-5219-0002 FAX 03-5219-2221

上記抗告人ら代理人

弁 護 士 井 桁 大 介

〒105-0001 東京都千代田区神田佐久間町2-7第6東ビル602

高野隆法律事務所

TEL 03-5825-6033 FAX 03-5825-6034

上記抗告人ら代理人

弁 護 士 小 松 圭 介

東京都千代田区永田町一丁目6番2号

相 手 方

国 会 記 者 会

上記代表者常任幹事

鈴 木 博 之